



4月17日、地産地消フェアが開催されました<市役所1階市民ホールにて>



保育の質と高齢者支援策の充実で不安のない社会へ



日本共産党あやせ 福田久美子

●子ども誰でも通園制度について

Q 子どもの状態把握や面談の留意点、受け入れ可否の判断基準は。

A 対象年齢であれば基本的に受け入れるが、子どもの状態を把握する中で、医療的ケアが必要なケースや重要事項説明に同意されない場合は、利用を断ることもある。

Q 子ども誰でも通園制度と一時預かり事業の違いの明示が大切だが、周知方法は。

A 子ども誰でも通園制度は、子どもが継続的に保育所などへ通園する制度で、一時預かり事業は、保護者の都合に合わせて一時的に利用する制度である。それぞれの事業内容をホームページなどで案内しているが、違いに関する周知は行っていない。

●高齢者の安心で暮らすと環境づくりについて

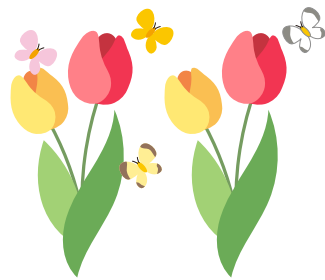
Q 終活支援の具体的な事業内容はどのようなものか。

A 人生最後の過ごし方を考え、現在の生活を充実させることを目的に、人生いきいき

き手帳の配布や、在宅での看取りをテーマにした家族介護教室を実施し、終活に関する普及啓発を行っている。

Q 市営墓地を拡張すべきと思うが、市の考えは。

A 本蓼川墓園整備以降、民間霊園の開園や、墓に対する多様な考え方があることから、拡張は考えていない。



社会情勢の変化に対応できる職員の育成と制度構築を



志政あやせ 古市 正

●職員の人材育成と早期登用制度の構築について

Q 人材育成基本方針の見直しを始め、その一環として若手職員の管理職への早期昇格制度を構築しないか。

A 基本方針改定から5年が経過しているため、各事業の進捗状況や効果などを検証し、見直しも視野に入れた上で、先進事例を調査研究した上で、制度の構築、導入に向け検討していく。

Q 現業職員の採用について持続可能な行政運営と

災害時などの市民の安全・安心を守る観点から、退職者不補充の方針を転換し、現業職員の採用を再開しないか。

A 全国の自治体で現業職員の採用再開に向けた動きがあることは承知している。他市の動向や社会情勢を注視しつつ、財政状況なども勘案し総合的に判断していく。



長年求めた補聴器購入補助が始まるが改善が必要では



日本共産党あやせ 上田 博之

●難聴者や失聴者の生活に必要な情報を保障するために

Q 保健福祉プラザの難聴者の聞こえをサポートする磁気ループの利用が少ない。利用しやすく改善しないか。

A 設置時の手間が活用されない要因の一つと考えており、必要な方が利用できるよう、関係団体に周知を行う。

Q 県の事業として、長年求めてきた補聴器購入費の補助事業が新年度から始まるが、利用しやすい制度となるよう県に改善を求めないか。

A まずは制度を運用し、その結果を県に伝えていく。

Q 手話通訳者や、要約筆記者の担い手が不足している。養成をもっと進めないか。

志政あやせ 武藤 俊宏

●綾瀬市公共施設再編計画について

Q 第1期アクシオンプランでは、綾北小学校や綾北中学校の老朽化、土棚小学校の小規模校化などを課題に挙げ、令和3年度から7年度の間、再編方針の検討を開始し、次期の建て替えを目指すとしていたが、第2期以降、小中一貫校や義務教育学校の設置、エリア複合化の検討の記載がない。少子化や財政的課題を考慮し、整備計画を打ち出す状況に迫られているが、今後の方針をどのように考えているか。

A 適正規模、適正配置、施設老朽化の状況から、学校施設の統廃合は避けられない

に取組まないか。

A 令和7年度末に市職員カスタマーハラスメント対策基本方針を策定し、国の指針を踏まえた対応マニュアルを整備を進めている。今後、職員の安全や健康を守る環境整備と、良質な行政サービス提供の両立を目指し、具体的な対策を着実に推進していく。



次の世代につながるまちづくりの基盤構築を目指して



志政あやせ 武藤 俊宏

ものど捉え、第2期以降に計画している綾北小学校の改築を皮切りに、第4期までの30年間で、学校数を3分の1程度、縮小しなければならぬイメージを持って、義務教育学校などの設置や仮校舎を使用しない改築方法なども含め、多角的な視点で検討する必要がありますと考えている。

Q 図書室や学習室の利用者に配慮し、寺尾綾北地区の複合施設に、楽器などを使用できる防音機能を強化した部屋を整備する考えは。

A 北の台コミュニケーションプラザの文化活動室と比較し、より防音性能を高めた、楽器などの使用に適した貸室の整備を検討していく。

また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。



公職選挙法による禁止行為

◇議員の寄付禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。

◇議員への寄付勧誘・要求の禁止

また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。

◇議員のあいさつ状などの禁止



◇議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。

これらに違反すると罰せられます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。